

第 11 回遵守委員会会合
2016 年 10 月 6—8 日
台湾、高雄
暫定議題

1. 開会

- 1.1. 歓迎の辞
- 1.2. 議題の採択
- 1.3. 会議運営上の説明

2. CCSBT 保存管理措置の遵守状況

この議題項目は、既存の CCSBT 保存管理措置の遵守状況に関するものである。

2.1. メンバー及び協力的非加盟国からの報告

2.1.1. 国別報告書

メンバー及び協力的非加盟国は、CC 10 において「テンプレートの事項 II (3)(a) iii 1 について、特にオブザーバーが明らかな不調和を強調した場合にはこれをより詳細に報告するようコミットすべきである」として合意されたことを踏まえつつ、[遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書のテンプレート](#)により、年次報告書を提出しなければならない。

品質保証レビュー (QAR) に参加したメンバーは、テンプレートのセクション I (MCS 改善事項のまとめ) において、QAR により提起された重要な結果を須く報告することが奨励される。MCS の改善において、QAR の完了は重要なステップである。

メンバーは、テンプレートのセクション I (3) に基づき、国別配分量に帰属する漁獲量 (帰属漁獲量) の定義¹の実施に向けた進捗状況を報告する必要がある。

メンバー及び協力的非加盟国 (CNM) は、提出された年次報告書を事前に読了しているものと見なされ、これらを再度説明する必要はない。この議題項目では、年次報告書における主要な問題点に対する質疑応答に焦点を当てるものとする。この質疑応答を通じて、メンバー及び協力的非加盟国の制度及びパフォーマンスが精査されることが期待される。

2.1.2. 漁業セクターに関する定義

CC 11 の作業計画では、沿岸零細漁業、商業漁業、遊漁及び伝統漁業といった異なる漁業セクターに関する用語の使用について、メンバーが用いている定義を確認し、これを記録することとしている。メンバー及び CNM は、各国における漁業セクターの定義の現状について、事務局が会合に報告することができるよう、これを事務局に対して

¹ CCSBT 21 は、帰属漁獲量の定義について以下のとおり合意した：「メンバー及び CNM の国別配分量に対して計上する帰属漁獲量は、同国の管轄下又は管理下にある漁業活動の結果によるみなみまぐろの総死亡量であって、特に以下に起因する死亡を含むもの¹とする。

- 商業的漁業操業 (SBT を主な漁獲対象とするかどうかを問わない)
- 放流及び／又は投棄
- 遊漁
- 慣習的及び／又は伝統的漁業
- 沿岸零細漁業

¹ただし、当該船舶が他のメンバー又は CNM の個人又は主体によって用船される場合であって、その漁獲量が当該メンバー又は CNM に計上される場合を除く。

提出する必要がある。これらの定義は、CCSBTにおける各漁業セクターに関する具体的な共通の定義を定める上での第一歩となるものと考えられる。

2.2. 事務局からの報告

事務局からの報告には、CCSBT管理措置にかかるメンバー及びCNMの遵守状況をまとめた、遵守に関する一覧表の最新版が含まれる。この一覧表は、メンバー及びCNMの協力の下、会合前に更新される予定である。

2.3. CCSBT管理措置に関する遵守状況の評価

直前の小議題項目並びに上述の報告書において提示された情報は、このプロセスに大いに貢献するものと考えられる。

2.3.1. メンバーの遵守状況

遵守委員会（CC）は、CCSBTの管理措置の遵守にかかるメンバーの履行状況について検討するとともに、改善が必要なあらゆる分野に関する勧告を行う予定である。

2.3.2. CCSBT協力的非加盟国の遵守状況

CCは、CCSBTの管理措置の遵守にかかるCNMの履行状況について検討するとともに、改善が必要なあらゆる分野に関する勧告を行う予定である。ここで検討された情報は、フィリピンのCNMとしての地位を継続するかどうかに関する拡大委員会（EC）の決定を支援する情報源となる。

2.3.3. 是正措置政策の適用

- a) CCは、非遵守が特定された分野について検討を行うとともに、こうした非遵守の事例に対して、CCSBTの是正措置政策の下にどのように対応すべきかについて勧告を行う予定である。
- b) CC 10は、是正措置政策に基づき、メンバーからインドネシアに対し、全世界のSBT総漁獲可能量の国別配分量にかかる同国による遵守の一助となるような支援を行うべきことに合意した。この支援の一環として、CC 10は、他のメンバーが採用している漁獲クォータ配分モデルの提供を受けることをインドネシアが期待していることに留意した。この議題項目は、メンバーに対してはインドネシアへの支援策についてアップデートする機会を提供し、インドネシアに対してはCC 10以降に受領した漁獲クォータ配分モデルのレビューを含む同国の進捗状況について報告する機会を提供するものである。

3. CCSBT遵守計画の実施

以下の小議題項目は、遵守計画（CAP）における三年間の行動計画において2016年及び2017年に予定された行動のうち、この議題の他セクションにおいてカバーされていない事項に対応するものである。また、2018-2020年のCAPにおいて優先度の高い遵守分野に関する予備的な論点も含まれている。

3.1. 二国間協定又は国際ネットワークを通じたモニタリングの強化

事務局は、国際的な監視・管理及び取締りネットワークによる進展、及び遵守に関する他のRFMO及びRFBと事務局との関係について報告する予定である。CCSBTのメンバーは、遵守モニタリングの強化のためにCCSBTが構築/参加し得る追加的な二国間協定又は国際ネットワークを提案することが求められる。

3.2. 遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書テンプレートのアップデート

港内検査の最低基準を定めたCCSBT制度に関する決議は、2017年1月1日から発効予定である。事務局は、この新決議並びに既存の措置に関して必要と考えられるその他のアップデートを反映した、年次報告書テンプレートの改定案を提案する予定である。

3.3. 電子的監視技術

- a) 本議題項目では、メンバーに対し、伝統的な人によるオブザーバー計画を補完するための電子的な監視技術の費用対効果を探求すべく取り組まれている調査に関する、及び／又はメンバーが既に導入している電子的監視技術にかかる遵守行動計画（CAP）事項8.3.1 a) i) に関して報告する機会を提供する。
- b) CAP 事項8.3.1 a) ii) は、上記a) における潜在的な費用対効果にかかる調査結果を踏まえ、SBT 漁業に対する電子的監視技術の導入について2017年から検討を開始することとしている。このため、メンバーは、こうした技術が未導入である場合、SBT 漁業へのこうした技術の導入を開始することを希望するかどうかを検討する必要がある。この場合、導入に向けたスケジュール、及びデータ報告要件に生じる可能性があるあらゆる変更点についても合わせて検討する必要がある。

3.4. CCSBT のデータ収集及び管理に関する制度／プロセスの精査に関する研究

CAP（事項8.3.1b）は、2016年及び2017年において、CCSBTのCDS、VMS、オブザーバー及び転載措置に基づいて提出されるデータ／情報の収集及び管理をより完全なものとし、及び／又は効率を改善するための制度／プロセス（特に、可能な限り情報源に近いデータ／情報を一度に収集できるものに焦点）を精査するための研究を実施することとしており、また可能な限り、これらを他のRFMOの制度及びプロセスに調和させることを探求することとしている

2015年において、CC10は、事務局がCCSBTのデータ収集及び管理に関するシステム及びプロセスについて精査するための研究に関する付託事項（ToR）を策定し、当該研究の実施にかかる粗々の費用見積もりを得るべきであることに合意した。

3.5. 2015－2017年のCAPに関する2014年CCSBTパフォーマンス・レビューパネル勧告のフォローアップ

2015－2017年の遵守行動計画（CAP）案についてCC9が検討した際には、拡大委員会（EC）が2014年CCSBTパフォーマンス・レビューパネル（PRP）勧告をまだ検討していなかったことから、PRPからの勧告については検討から除外された。その後、ECは、パフォーマンス・レビューの結果についてレビューを行った。このため、CC9において事務局が当初提案していたPRPに対応するCAP修正案について、CC11による検討に付するべく提出予定である。

3.6. 2018－2020年のCAPにおける優先度の高い遵守分野に関する予備的検討

2017年において、2018－2020年を対象とする3年間のCAPを策定する必要がある。この議題項目は、メンバーに対して以下を行う機会を提供するものである。

- i) 遵守リスクが高いと認識されている分野のレビュー
- ii) 2018－2020年における遵守上の優先順位及びリソース配分の特定及び確認
- iii) 電子的監視技術の導入、船舶位置／VMS報告要件の強化、CCSBT IUU船舶リストの相互掲載条項の実施、及びERS関連義務に関する現行の遵守報告要件のレビューなど、2018－2020年のCAPに追加すべき事項の提案

4. CCSBT MCS 措置のレビュー及び改正

この議題項目では、既存の MCS 措置の効果的かつ効率的な運用及び必要に応じた改正を確保することに留意しつつ、これらの措置のレビューに重点的に取り組む。

4.1. 是正措置政策のレビュー

是正措置政策は、2011 年 10 月の採択以降、3 年ごとのレビューが予定されているところである。CC は、この政策をアップデートする必要があるかどうかについて検討する必要がある。

4.2. 漁獲証明制度 (CDS)

4.2.1. CDS の運用上の課題

この議題項目では、CDS において発生しているあらゆる運用上の課題を特定し、及びこれらについて検討する機会を提供する。

さらに、

- 事務局は、CCSBT 回章#2015/009 においてまとめられたとおり、これまで受領した CDS 漁獲モニタリング様式における漁獲/収穫の部及び製品の最終仕向け地の部における SBT の重量の間の差違に関する分析結果を提出する予定である。この分析は、円滑な貿易を促進するために現在認められている差違の水準 (5%) が適切かどうかを判断するための一助となるものと考えられる。
- CC 10 は、事務局及びメンバーに対し、メンバー及び CNM の遵守委員会に対する国別報告書における輸入量及び輸出量と、メンバーにより提出された CDS 情報から得られた輸出量及び輸入量との間の明白な不調和に関する調査を行うよう要請した。また CC 10 は、事務局に対し、輸出及び輸入情報に関する将来的な標準的報告フォーマットに関する勧告²を作成するよう要請した。メンバー及び事務局は、それぞれの成果について報告する必要がある。

4.2.2. CDS 決議の改正

CDS に関するレビューを行うため、2016 年 4 月に第 4 回遵守委員会作業部会 (CCWG 4) が開催された。CCWG 4 報告書において、証明書改正案等を含む改正 CDS 決議案が提示されている。しかしながら、決議案には様々な未解決事項がある (詳細については、CCWG 4 報告書パラグラフ 12、15、17 及び 19、及び報告書別紙において角括弧を付した部分を参照)。これらの事項については、CC 11 においてさらなる進捗を見ることができるよう、メンバーによって休会期間中に検討される必要がある。

4.3. 許可船舶決議

この議題項目は、許可船舶に関して検討すべき新たな情報があった場合、又はこの分野に関してメンバーが追加的な作業の提案を希望する場合にのみ、議論される予定である。

4.4. VMS

この議題項目は、VMS に関して検討すべき新たな情報があった場合、又はこの分野に関してメンバーが追加的な作業の提案を希望する場合にのみ、議論される予定である。

² いかなる勧告も、事務局による CC 及び EC に対する年次報告書テンプレートの中に組み込む必要があると考えられる。

4.5. 転載決議

4.5.1. 転載報告

この議題項目は、転載決議に関して検討すべき新たな情報があった場合、又はこの分野に関してメンバーが累加的作業の提案を希望する場合にのみ、議論される予定である。

4.5.2. WCPFC との転載 MOU 締結の可能性

CC 10 において、CC 11 に提示する転載 MoU 案 (CCSBT の現行の洋上転載基準をすべて維持したもの) を策定することができるよう、事務局は WCPFC との連絡調整を継続すべきであると合意した。事務局は、本事項について報告する予定である。

4.6. 遵守にかかる決議、決定及び勧告のレビュー

この項目は、遵守計画における 3 年間の行動計画の事項 8.2.3 に従い、CC がすべての腐化/失効している遵守上の決議、決定及び勧告をレビュー及びアップデートすることができるようにするための常設議題項目である。

4.7. CCSBT IUU 船舶リスト決議

CCSBT IUU 船舶リスト決議は、CCSBT 20 において採択された。現時点では、CCSBT IUU 船舶決議に掲載されている船舶はない。

4.7.1. SBT が関連している可能性がある IUU 漁業活動

事務局は、本議題における検討に資するべく、以下に関する簡潔な情報提供文書をメンバーに提出する予定である。

- a) 決議のパラグラフ 4 に規定する IUU SBT 漁業活動に関与したと疑われるすべてのメンバーの船舶 (例えば、メンバー/CNM の船舶であって、CCSBT によって許可されていない期間において SBT を含む漁業活動を実施したと疑われる船舶)、及び/又は
- b) SBT が含まれているとの証拠があるすべての非メンバーによる漁業活動であって、これまでに情報を受領したもの。

4.7.2. IUU 船舶リスト案

事務局長は、CCSBT IUU 船舶決議パラグラフ 4 に従ってメンバー及び CNM から事務局長に対して提出されたすべての情報、又はその他すべての利用可能な適切に文書化された情報を用いて、メンバーによる検討に付するための IUU 船舶決議案を作成する予定である。

4.7.3. CCSBT IUU 船舶リスト決議改正案

事務局は、メンバーに対し、CCSBT IUU 船舶リスト決議に別紙として禁止及び/又は非遵守漁具 (パラグラフ 3c に規定) のリストを追加するよう検討する勧告を提案する予定である。

4.8. 最低履行要件

現行の CAP の 2016 年中の改定が予定されていることを踏まえ、事務局は、CCSBT IUU 船舶リスト決議及び港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する新たな最低履行要件 (MPR) 案を作成する予定である。また、これらに伴い、MPR のセクション 6.5 (遵守委員会に対する年次報告) についても改定が必要と考えられる。新たな/アップデートされた要件案は、メンバーによる検討に付するために提出される予定である。

4.9. 品質保証レビュー

2016年の品質保証レビュー（QAR）プログラムでは、韓国及びニュージーランドの両国における現地QARが予定されている。個々のQAR報告書において提起された重要な課題については、議題項目2.1.1において検討することが想定される。本議題項目における検討では、2016年QARにおける全体的な結果に焦点を当てることを想定している。次に全面的な現地QARが予定されているメンバーは台湾である。EU及び南アメリカは、まだQARにまったく取り組んでいない。CCは、次のQARに関する優先順位を勧告する必要がある。

4.10. 貿易データのレビュー

4.10.1 年次貿易分析

事務局は、貿易データ（出典：GTA データベース）の分析に関する年次文書を提出し、新興市場に関する大きな変化及び及びCC 10 に対する事務局からの報告以降に生じた貿易データの概要／不調和について報告する予定である。

会合は、協力を求めるべき特定の港が所在する非メンバー国及び市場国があるかどうかについて検討するとともに、これに関する拡大委員会への助言について検討する予定である。事務局は、CC 11 及びCCSBT 23 にオブザーバーとして参加するよう、フィジー、シンガポール及び米国を招請している。

4.10.2 GTA データベースにおける EU 域内貿易の数字に関するレビュー

CC 10 において、EU は、GTA データベースに記録された同地域における 2013 年及び 2014 年の SBT 貿易の数字（事務局文書 CCSBT-CC/1510/16 に提示）についてレビューを行うこと、及びその結果を CC 11 に対して報告することに合意した。EU は、昨年、GTA データベースに記録された 2007 年から 2012 年までの同地域内における SBT 貿易についてレビューを行い、これらの年において EU で見られた貿易の大部分は種々のミスコードによって生じた貿易統計上のエラーの結果であることを確認した。この議題項目は、EU に対して、GTA データベースにおいて 2013 年及び 2014 年に記録された相当量の SBT 貿易量に関する調査結果を報告する機会を提供するものである。

4.10.3 中国における SBT 市場の存在に関する分析

TRRAFIC は、貿易データの分析及び北京及び上海でサンプリングした刺身まぐろの DNA 種同定を通じて中国における SBT 製品の存在を判断するために CCSBT が予算措置したプロジェクトに関して、その調査結果を報告する予定である。

5. 非メンバーによる SBT 漁獲量の水準に関する検討

CCSBT 22 は、2018 年から 2020 年までの TAC 期間において非メンバー漁獲量を考慮することができるよう、CCSBT 23 の前までに非メンバー漁獲量にかかる最良の推定値を得ることの重要性の高さを強調した。EC は、ESC に対し、同委員会の非メンバー漁獲量に関する推定値をさらに改善するよう要請し、ESC は、CC に対して非メンバー漁獲量に関するデータをさらに提供するよう要請していたことに留意した。CC は、EC に対し、遵守上の情報が ESC による助言を支持しているかどうか、又は遵守上の情報は ESC から提示された非メンバー漁獲量よりも高い、あるいは低いことを示唆しているのかについて、助言を行う必要がある。

6. 新規又は強化 MCS 措置（MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続を含む）に関する議論

6.1. SBT（特に一次加工されたもの）を同定するオブザーバー、証明者及び確認者を支援するための新規技術及び手法に関する研究開発

メンバーは、会合による検討に付するため、新技術及びツールに関して報告を行うこと、及び／又は具体的な提案を行うことが要請されている。遵守委員会は、全ての提案を検討するとともに、適当な場合にはこうしたプロジェクトへの支援及び／又は資金拠出に関して拡大委員会に勧告を行う予定である。

6.2. MCS 制度のベストプラクティスの特定及び共有の継続

メンバーは、MCS 制度に関する「ベストプラクティス」の進展についての情報提供を行うよう要請されている。これには、メンバーによって策定された新規の制度又は他で策定された制度／実施状況が含まれ得る。

7. 2017 年の作業計画

8. その他の事項

9. 拡大委員会に対する勧告

10. まとめ

10.1. 会合報告書の採択

10.2. 閉会